

記入例

適正計量管理事業所報告書

(元号) 年 月 日
(提出年月日)

特定市を経由する場合
あっても大阪府知事です。

大阪府知事様

報告者 住所

氏名

(氏名又は名称及び法人に

あっては代表者の氏名)

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

| (元号) 年度 | 事業所名 | 事業所の所在地 | | | 整理番号 | | |
|-----------|-------------|------------------------------|----------------|-------------|-------------------------------|--------------------|----|
| 特定計量器の種類 | 使用する特定計量器の数 | 計量法第128条第1号の規定による検査を行った特定計量器 | | | 計量証明に使用する特定計量器 | | 備考 |
| | | 検査を行った特定計量器の数 | 合格しなかった特定計量器の数 | 数 | 計量法第16条第2項の規定による検査を行った特定計量器の数 | 同検査に合格しなかった特定計量器の数 | |
| 電気式はかり | 5 | 5 | 0 | | | | |
| ばね式指示はかり | 3 | 3 | 0 | | | | |
| 小計 | 8 | 8 | 0 | | | | |
| ガラス製温度計 | 2 | 2 | 0 | 必ず合計してください。 | | | |
| アネロイド型圧力計 | 1 | 1 | 0 | | | | |
| 小計 | 3 | 3 | 0 | | | | |
| 合計 | 11 | 11 | 0 | | | | |

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと
- 3 特定計量器の種類は、第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること
- 4 計量証明に使用する特定計量器の欄は、計量証明事業者であって計量法第127条第1項の指定を受けたもののみが記入すること

様式第91号（第96条関係）

適正計量管理事業所報告書

（元号） 年 月 日

大阪府知事 様

報告者 住 所

氏 名

（氏名又は名称及び法人に

あつては代表者の氏名）

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

| （元号）年度 | 事業所名 | 事業所の所在地 | | 整理番号 | | | |
|----------|-------------|------------------------------|----------------|----------------|--------------------------------|--------------------|-----|
| 特定計量器の種類 | 使用する特定計量器の数 | 計量法第128条第1号の規定による検査を行った特定計量器 | | 計量証明に使用する特定計量器 | | | 備 考 |
| | | 検査を行った特定計量器の数 | 合格しなかった特定計量器の数 | 数 | 計量法第116条第2項の規定による検査を行った特定計量器の数 | 同検査に合格しなかった特定計量器の数 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | |

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと
- 3 特定計量器の種類は、第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること
- 4 計量証明に使用する特定計量器の欄は、計量証明事業者であつて計量法第127条第1項の指定を受けたもののみが記入すること

計量法施行規則第103条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める
特定計量器の分類（質量計部分抜粋）

（平成27年4月1日改正 同年7月1日施行）

| 特定計量器の種類 | 特定計量器の分類 |
|----------|--|
| 質量計 | 電気式はかり 手動天びん 等比皿手動はかり 棒はかり その他の手動はかり ばね式指示はかり 手動指示併用はかり その他の指示はかり 分銅 定量おもり 定量増おもり 自重計 |

計量法施行規則第103条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める
 特定計量器の分類（平成27年4月1日改正 同年7月1日施行）

新旧対象表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p><u>電気式はかり</u></p> <p>手動天びん 等比皿手動はかり <u>その他の手動はかり（等比皿手動はかりを除く皿手動はかり、棒はかりを除くさおはかり、懸垂式はかり及び台手動はかりを含む。）</u></p> <p><u>ばね式指示はかり</u></p> <p>手動指示併用はかり その他の指示はかり 分銅 定量おもり 定量増しおもり 自重計</p> | <p><u>電気抵抗線式はかり</u> <u>誘電式はかり</u> <u>電磁式はかり</u> <u>その他の電気式はかり</u></p> <p>手動天びん 等比皿手動はかり <u>その他の手動はかり</u></p> <p><u>ばね式はかり</u></p> <p>手動指示併用はかり その他の指示はかり 分銅 定量おもり 定量増しおもり 自重計</p> |